## 令和7年第14回海老名市選举管理委員会会議録

- 1 開催日時 令和7年10月3日(金)午前9時30分から
- 2 場 所海老名市役所 7階 704会議室
- 3 出席委員 委員長 永 江 次 夫

委員 中島賢太郎 杉山秀雄 佐藤政夫

- 4 欠席委員 な し
- 5 事務局、篠原局長、煤賀係長、佐藤書記
- 6 会議の案件
  - (1) 議案第56号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること
  - (2) 議案第57号 選挙人名簿から抹消すること
  - (3) 議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること
  - (4) 議案第59号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること
- 7 会議の記録

## 【議事日程について】

委員長 出席委員が4人であり、地方自治法第189条第1項の規定により会議が 有効に成立している旨を告げる。

(午前9時21分 開会)

委員長 本日の日程について、事務局に説明を求める。

事務局 本日の日程について説明する。

(事務局、日程を説明)

委員長 日程について異議があるかを諮ったところ、異議がないので日程のとお り会議を進める旨を告げる。

委員長 議案第56号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第56号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者を定めること】

事務局 今回登録の移転をする者の数については、女1人である。

また、登録の移転をする者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告 げる。

委員長次に、議案第57号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第57号 選挙人名簿から抹消すること】

事務局 抹消する者の数であるが、公職選挙法第28条第1号該当者は、死亡した 者等で、118人である。その内訳は男65人、女53人である。

第2号該当者は、市内に住所を有しなくなってから4か月を経過した者で、363人である。その内訳は男203人、女160人である。

第3号該当者は、在外選挙人名簿への登録の移転がなされた者で、1人である。その内訳は男0人、女1人である。

第4号該当者は、登録の際に登録をされるべきでなかった者で、4人である。その内訳は男1人、女3人である。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告 げる。

委員長次に、議案第58号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第58号 在外選挙人名簿に登録する者を定めること】

事務局 今回登録する者の数については、男2人、女1人である。

また、登録する者の最終住所地又は申請時の本籍、氏名等については、別冊「議案資料」に記載のとおりである。

前回の時点での在外選挙人名簿登録者数は、男53人、女82人、合計135 人であった。

今回の女1人の移転登録、男2人、女1人の登録により、議決後の在外 選挙人名簿の登録者数は、男55人、女84人、合計139人となる。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告 げる。

委員長次に、議案第59号を付議する。事務局に議案について説明を求める。

【議案第59号 選挙人名簿抄本閲覧者を公表すること】

事務局 公職選挙法第28条の4第7項の規定により、選挙人名簿抄本の閲覧の状況について公表するものである。

閲覧申出は3件で、内訳については第28条の2第1項の政治活動に係る 公職の候補者等又は政党その他の政治団体の閲覧が1件で、第28条の3第 1項の政治又は選挙に関する統計調査、世論調査等の閲覧は2件であった。 申出者の氏名等については、議案書に記載のとおりである。

委員長 議案について質疑を求める。

(質疑なし)

委員長 質疑もなく、採決の結果、全員異議もなく原案のとおり決定した旨を告 げる。

議案審議を終了とする。事務局から議案以外で何かあるか。

## 【協議事項】

- ・令和7年第12回及び第13回の選挙管理委員会の会議録の確認について
- → 第12回会議録については、内容に修正なく、ホームページに公開することとした。第13回会議録については、協議事項を追記し、ホームページに公開すること

とした。

- ・海老名市議会議員及び海老名市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条 例の一部改正について
- → 配布資料により説明。
- ・海老名市公職選挙法令執行規程の一部改正について
- → 配布資料により説明。

(主な質疑等)

杉山委員 労務者の定義を示してほしい。

事務局 宛名書きなど単純な労務を行う者。

## 【報告事項】

- ・「Z世代と考える選挙啓発のリアル」の講演会開催の概要について報告した。
- ・令和7年度全国市区選挙管理委員会連合会分担金誤請求に係る臨時総会(書面)の協議結果について報告した。
- ・令和7年度第1回神奈川県市選挙管理委員会連合会局長会議の結果及び第2回神 奈川県市選挙管理委員会連合会事務局長会議の予定について報告した。